

## 株式会社佐々木鋳工所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年3月26日 ～ 令和13年3月25日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業または子の看護休暇の取得促進を図る。

<取組内容>

- 令和8年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制）・実施
- 毎年4月～ 育児休業及び子の看護休暇育児休暇のためのチラシ等を作成し、掲示等により周知する

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

<取組内容>

- 令和8年 4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施
- 令和8年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施